

## ◎地方公共団体情報システム機構法

(平成二五年五月三十一日法律第二九号)

### 一、提案理由(平成二五年三月二七日・衆議院内閣委員会)

○新藤国務大臣 地方公共団体情報システム機構法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体にかわって行うこと等を目的とする地方公共団体情報システム機構を設立することとし、その組織、業務の範囲等に関する事項を定めるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、設立につきましては、都道府県知事、市長及び町村長の全国的連合組織が設立委員を選任し、設立委員が機構の定款、事業計画及び予算を作成し、総務大臣の認可を申請するも

地方公共団体情報システム機構法

のとし、その出資者は地方公共団体に限ることとしております。

第二に、組織につきましては、都道府県知事、市長、町村長の代表者及びこれと同数の学識経験者で構成する代表者会議を設置し、定款の変更、予算及び事業計画の作成等の重要事項を議決し、理事長及び監事を任命することとしております。また、外部の学識経験者で構成する審議機関として経営審議委員会を設置し、予算等に関する基本的事項について審議を行うとともに、必要に応じて、理事長に建議を行うことができることとしております。

第三に、役員につきましては、理事長、副理事長、理事及び監事を置き、副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命することとしております。

第四に、業務の範囲につきましては、住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による事務を行うとともに、地方公共団体の情報システムに関する事務の受託、地方公共団体に対する地方公共団体の情報システムに関する情報の提供、助言その他の支援等を行うこととしております。

第五に、同機構に対する国の関与につきましては、その設立

及び定款の変更の際に際して総務大臣が認可を行うほか、この法律等に違反し、または違反するおそれがある場合には、総務大臣は報告徴収もしくは立入検査または違法行為等の是正要求を行うことができることとしております。

そのほか、財団法人地方自治情報センターは、平成二十六年四月一日に解散するものとし、その権利及び義務につきましては、同機構が承継することとしております。また、同機構は、財団法人自治体衛星通信機構が指定認証機関として処理することとされている事務に係る権利及び義務について承継することと、これらの承継に伴い必要な措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

## 二、衆議院内閣委員長報告(平成二五年五月九日)

○平井たくや君　ただいま議題となりました四法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

最後に、地方公共団体情報システム機構法案は、個人番号の

生成の業務等を行う組織として、地方公共団体情報システム機構を設立することとし、その組織、業務の範囲等に関する事項を定めるものであります。

以上の四法律案は、去る三月二十二日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、直ちに本委員会に付託されました。

本委員会においては、同月二十七日、甘利国務大臣、山本国務大臣及び新藤総務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑に入りました。四月五日には参考人から意見を聴取し、同月十一日には総務委員会、財務金融委員会、厚生労働委員会との連合審査会を行いました。

……………(略)……………

同月二十六日、安倍内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行い、質疑を終局いたしました。質疑終局後、討論を行い、順次採決いたしましたところ、まず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。次に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、内閣法等の一

部を改正する法律案の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。最後に、地方公共団体情報システム機構法案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

……(略)……

以上、御報告を申し上げます。

### 三、参議院総務委員長報告(平成二五年五月二四日)

○松あきら君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うこと等を目的とする地方公共団体情報システム機構を設立することとし、その組織、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、システム機構を地方共同法人にする理由、システム機構のガバナンスと運営財源、システム機構に

おける人材登用・活用についての考え方、番号制度に係るシステムにおけるサイバーセキュリティ対策等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、生活の党を代表して主濱了委員より反対、みどりの風を代表して亀井亜紀子委員より賛成、日本共産党を代表して山下芳生委員より反対、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

#### ○附帯決議(平成二五年五月二三日)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、社会保障・税番号制度の安定的な運用に資するため、地方公共団体情報システム機構においては、その運営する住民基本台帳ネットワークシステムに関し、専用回線の利用やファイアウォールによる通信制御等、外部からの不正侵入や情報漏洩等を防止するための万全のセキュリティ対策を引き続き

講ずるとともに、情報通信技術の進展等を踏まえながら、本人確認情報を保護するために必要な高いセキュリティレベルを確保すること。

二、代表者会議及び経営審議委員会の委員の選任に当たっては、情報システムの開発・運用やセキュリティ対策等の業務を担う地方公共団体情報システム機構の適切な運営を図るため、可能な限り情報システムに関する高度な専門的知識を有する者を選任するよう配慮すること。

右決議する。